

第4章 スポーツ・レクリエーションの振興

- スポーツ行政の方針と施策
- 令和5年度事業の取組

※本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、「盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成23年条例第48号）」を制定し、平成24年度から、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとしている。

- （1）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- （2）文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

令和5年度スポーツ行政の方針と施策

「スポーツの力が盛岡の未来を創る」を基本方針として、すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができる盛岡のまちづくりを目指し、盛岡市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの推進を図る。

令和5年度の主な重点・主要施策は、次のとおりである。

- 1 スポーツを「する」環境づくり
 - (1) 身近で気軽に楽しむスポーツ活動・健康づくりの推進
 - ①「する」場所の確保
 - ②「する」仲間の出会いの創出
 - ③「する」機会の創出
 - (2) スポーツ施設の整備・充実
 - ①計画的なスポーツ施設の整備
 - ②施設の整備改修等
- 2 スポーツを「支える」環境づくり
 - (1) スポーツ団体等との連携強化
 - ①盛岡市スポーツ協会との連携強化
 - ②競技団体等との連携強化
 - ③スポーツ推進委員との連携強化
 - ④総合型地域スポーツクラブとの連携強化
 - ⑤障がい者団体との連携強化
 - ⑥医療関係団体等との連携強化
 - ⑦企業、学校等との連携強化
 - ⑧ボランティアとの連携強化
 - (2) プロスポーツ等との連携
 - ①チーム力強化への支援
 - ②市民に愛されるチームづくりへの支援
- 3 スポーツで「広がる」環境づくり
 - (1) スポーツによる交流人口の拡大
 - ①大会・合宿の誘致
 - ②スポーツツーリズムの推進
 - (2) 盛岡広域圏でのスポーツの推進及び連携
 - ①盛岡広域スポーツコミッションとの連携
 - ②スポーツパル事業の充実
 - ③広域圏にあるスポーツ施設の利用の連携

令和5年度事業の取組み

■ スポーツ推進課

区分	事業名	ねらいと内容	対象	予定時期
スポーツ活動機会の提供	市民スポーツ大会	市民総参加によるスポーツを振興し、スポーツに対する関心を高めるとともに、市民の健康増進と体力向上を図り、豊かで明るい街づくりに資する。 ・陸上競技など38種目 (中学男女、高校男女、一般男女の部)	市民	4月～6月 中心
	市民体力テスト	市民の体力を把握するとともに、自分の体力状態を認識し、今後のスポーツ活動の参考とする。 ・文部科学省の体力・運動能力調査に沿って実施	市民	5月 10月
	もりおか健康ウォーク	市民の健康・体力づくりを図る。 ・盛岡駅滝の広場発 イオンモール盛岡着 ・ウォーキング(約5km)	市民	6月
	早起きラジオ体操の会	市民の健康・体力づくりを図る。 ・盛岡城跡公園広場など市内5箇所を実施予定	小学生とその 保護者、市民	8月
	盛岡・北上川ゴムボート 川下り大会	市民健康・体力づくりを図る。 ・四十四田ダムをスタート地点とする約8kmのコース	市民	7月
	啄木の里ふれあいマラソン 大会	市民健康・体力づくりを図る。 ・渋民運動公園発着(ハーフ、10km、5km、3km)	市民	9月
	いわて健康ウォーク	市民の健康・体力づくりを図る。 ・盛岡中央公園を起終点に、市内8km程度を歩く。	市民	10月
	スポーツの日記念事業	市民の健康・体力づくり及びスポーツによる交流を図る。 ・体育施設の無料開放 ・各種競技の講習会、各種スポーツ教室の開催	市民	10月10日
	いわて盛岡シティマラソン	市民の健康・体力づくりを図る。 ・盛岡城跡公園前をスタートとし、盛岡市中央公園内をゴールとする。(フル、ファンラン(11.5km))	市民	10月
	盛岡市スポーツ・レクリ エーション祭	市民の健康・体力づくりと相互の交流を深め、生涯スポーツの振興を図る。 ・ニュースポーツの大会	市民	3月